

第12回子ども・子育て会議 議事概要

日 時：令和5年2月10日（金）13:00～14:25

場 所：和歌山県自治会館 3階 会議室 304

参加委員：森下委員（会長）、松本委員（副会長）、岡委員、川原委員、城谷委員、森田委員、
山本委員、濱地専門委員

（欠 席）田中委員、前田委員、林専門委員

事務局等：子ども未来課 鈴木課長、狗巻班長、川橋班長、金尾班長、和久田課長補佐、坂
田主任、青少年・男女共同参画課 三浦主査、障害福祉課 藤本班長、医務課 安
居班長、西崎主事、健康推進課 伊森主事、労働政策課 和田副主査、生涯学習
課 岩倉社会教育主事、県立学校教育課特別支援教育室 恋田指導主事、教育支
援課 野田指導主事

子ども未来課長 あいさつ

議事1 会長及び副会長の選任

会長 森下委員 副会長 松本委員

議事2 紀州っ子健やかプラン2020の進捗状況について

会 長

本年は「紀州っ子健やかプラン2020」の3年目ということで「議事2 紀州っ子健やか
プラン2020の進捗状況について」事務局から説明してください。

事務局

資料1「紀州っ子健やかプラン2020の進捗状況」に基づき説明

会 長

ただいまの事務局の説明に関して、ご質問のある方はいらっしゃいますか。ご質問のある
方は挙手をお願いします。

なければ、私から。3ページ目のつなぎ愛シートについて、幼稚園は55.4%なんですが、
認定こども園であったり保育所はどうでしょうか。

関係課室

市町村教育委員会が管轄の認定こども園を含む割合になります。つなぎ愛シートの作成

等に関しては研修会等で広く周知をしているところです。

会 長

ありがとうございます。

他になれば、議事3に移りたいと思います。

議事3 子供アドボケイトについて

会 長

「議事3 子供アドボケイトについて」説明をお願いします。

事務局

資料2「子供アドボケイト」に基づき説明

会 長

では、子供の意見形成や意見表明に関して、各先生方の専門分野で普段感じられていることや現場で感じられることや課題とかそれからご意見などがありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。1人あたり大体2分程度でお願いします。

委 員

小学校高学年から中・高生ぐらいの子供の悩みで一番多いのは、学校でのいじめや不登校、学校や家庭に居場所がないというものです。親と話しにくいのはもちろん、学校の先生に相談しても対応がまずいと学校を信頼できないという風潮がますます強くなっていきます。このアドボケイト事業も中・高生に関しては実施数が少ないです。歳の離れた専門家には話し辛いのではと思います。子供食堂を運営している中で感じますが、大学生に協力してもらおうと共通の話題も多いことから、すぐに不登校の子達も打ち解けます。素人ですが、専門家以上のアドボケイトになっています。もっと地域の素人にアドボケイトになってもらうように研修などしてもらえればと思います。地域に住む人みんながアドボケイトにならないといけないわけですから、行政はもちろん専門家をつけるという方向性と同時にこういう良い働きをする大学生のような指導者をたくさん地域の関係者として啓発されたらいいかと感じました。

委 員

アドボケイトの4つの権利の中に「参加する権利」がありますが、子供が自分の足で自分の意思を持って参加できる場所は、小学校の学校区内になると思います。

もう 1 点、地域の方で子育ての力になりたいと思われている方は多いです。私も子育て支援員研修を受けましたが、この研修の後、それぞれ皆さん地域の役に立ちたいと思われているにもかかわらず、支援員同士の横の繋がりがなくて行動に移していない方が多いです。次のステップとして支援員として資格を持っている人たちの座談会や情報交換会などを行政主導で定期的に行って欲しいと思います。地域全体で子供たちを育てる活動に繋げていただきたいと思います。

委員

アドボケイトは学童保育（放課後児童クラブ）の仕事の根幹をなすことだと考えます。特別な子、特別に困難を抱えている子供だけでなく全ての子供たちが必要とする事業になるはずなので、特に保育関係の職員さんについては、アドボケイトの研修とか制度の整備が必要かと思います。日々の生活の中で、子供の声を吸い上げてもこれはどこへ持っていったら実現するんだろうかと疑問に思うところですが、それがきちんとできれば、認定資格研修を実施している学童保育では、子供の支援、子供の権利擁護をするため、県下で標準化できるんじゃないかなと考えます。

子供が自分の困り感を表明するのは、誰にでも言えるのではなく、継続した生活があって関係づくりをしっかりとる中で本音が出てくるので、この人だったら言えるかなというところで引き出せたり、まだ言語化ができない子供さんでも、例えば保育士さんなんかはしっかりと問題に対して意識を持っていくのが大切です。もちろん、人権意識が一番根幹にあることが前提だと思います。そこの養成とか支援、制度的な整備が本当に大事だと感じました。

委員

子どもの権利条約について思うことがあります。文部科学省は非常に力を入れています。厚生労働省はこども家庭庁ができるのでそっちの方へ振ってるんじゃないかと思うぐらい権利条約のことについて放っています。

全体的なことなので、みんなが考えて色んな人が関わり合ってやっていく。例えば子供に近いといえば保育士なんかが一番近いです。そこら辺で、色んなことを考えてやっていけると思います。

委員

何十年も前のことですが、保護者の方が子育ての中で、子供をたたいたり、つねったりと躰の範囲を超え、虐待に値すると感じたことがありました。園では、降園時に「今日はこんなことがあったのですよ」とその子の良いところを伝えたり「こんな子供らしくて可愛い思いや行動がありましたよ」と園児の思いを伝えてきました。その時は「そうですか。この子にそんなところもあるのですね」と喜ばれていたのですが、保護者の方の「躰」がかわることはありませんでした。保護者の方にその子の声を上手く代弁してあげられなかったとい

う思いがずっと気になっていました。

保育士として、上手くお子さんの声をお母さんに届けられないことがあることも分かっていたような社会になって、もっと多くの人に、このアドボケイトを知ってもらい色々な人が、日常的にアドボケイトを行えるようになると、お互いが構えず思いを伝えたり相談しやすい関係が築いていけるのではないかと思います。

専門委員

働く者の立場から毎年、和歌山県に政策制度要求を出しており、先日、要求をさせてもらいました。80数項目のうち9項目は、子供子育て関連について、具体的には、待機児童の解消とか学童保育、子供食堂、さらには相談支援体制の整備といったところです。子供の権利を守って、虐待予防の対応策として、児童保育士、心理士、相談員を増やして欲しいというような内容がありましたが、これも従来からお願いするような内容であって、アドボケイトという話は横文字になっただけで、もともとやっていた施策の一つではないかなと思います。

和歌山県は取り組みのPRとか、いい制度がたくさんあるのにもかかわらず、そういったことが認知されていないということがたくさんありますので、PRはもっと充実させなめかなのかなというふうに思っています。

様々な子育ての課題がたくさんあると思いますので、我々連合としてもしっかりと関与していきたいと思います。

副会長

事務局の方に質問ですが、アドボケイト登録者の県内28名は、アドボケイトに関する研修を受けられていますか。何か基準はございますか。

また、令和3年度は、どのような児童に実施されたのか教えていただきたいです。

事務局

アドボケイトの登録者は、子供シェルターであるルーモに入った子にずっと伴走して話を聞く子供担当弁護士、臨床心理士でかつて児童相談所の心理士として子供の話を聞いてくれていた人、そういった主に子供に関わってくれていた人ばかりの状況です。あと、有識者というのは、子供の権利擁護活動で施設をいろいろ回ってくれていて子供の話も聞いてくれている人です。今後、問題になってくるのは、これを広げていくときに、もうそんな人はいないので、大学生とかですれもって裾野を広げて研修もやっていかなければならないというふうに思っております。最近入ってきた方については、必ず研修を受けてもらっています。まだ、県が直接研修を行うだけの体力がないので、先進的にやっていると受講してきてもらったり、そういった形で登録をしています。

令和3年度の対象は、一時保護された子供です。実施できたのが45名。アドボケイト以

外の職員が「アドボケイトさんがいるけども希望しますか」といった聞き方をしてしまったので、高学年の人になると「面倒くさいから希望しない」となりました。そのやり方はまずいので、「アドボケイトさんがこの日に来るからね」と場面設定までしてしまって今は取り組んでいます。

副会長

ありがとうございます。

スクールカウンセラーとして経験上、子供が自分から言ってくることは非常に難しいですし、普段出会わない特別な存在と話ができるかというところも難しい場合と、それができる子供も当然いるので、全てを対象と考えた場合には、皆さんおっしゃったように、身近で聞ける人がどれだけいるのか、それをどのように専門家に繋いで課題解決であったり、その子の将来に繋いでいくのかというところが非常に重要です。様々なつなぎ役の専門性や知見が非常に重要になってきますので、おそらくスーパービジョン体制というようなものが一緒に入っていないと維持継続が難しいし、客観的に一般的なとらえ方ができるのかどうか問題かと思います。アドボケイト登録者の養成は基本的な県の研修を整えていただき、専門家であってももう一度講座を受けていただくことが必要だと思います。

現状として、一時保護になる子供さんが数ヶ月経ってまた学校に戻ってきますが、一時保護になっている間、教育のみならず社会的な関りを切断してしまっている状況で非常に心配です。何とか改善できるように、子供の意見を聞いていただきたいと思ひますし、多くの子供が環境を自分で変えることはできませんので、その環境をどのように変えるのかは、本当に大きな繋がりになっていくと思ひます。和歌山県が先立ってアドボケイトに取り組んでいただくことは非常に大事なことで思ひますので、取り組んでいただきたいと思ひます。

事務局

補足させていただきます。アドボカシーには4つの方法がありまして、和歌山県が今取り組んでいるのは、「独立アドボカシー」というものです。その他のアドボカシーは、「フォーマルアドボカシー」で施設の職員が行うもの。「インフォーマルアドボカシー」これは住民とか市民によるアドボカシー。「ピアアドボカシー」は仲間同士のアドボカシーです。

会長

子どもの権利条約は子供を守る根幹なんですけど、各市町村の地域の実情に応じて、子どもの権利条約のようなものを策定することを国において推進されていますが、今、和歌山県でどれぐらいの市町村が子どもの権利条約を作っているのか教えてください。

事務局

条例のことですかね。都道府県単位では他県を含めると市町村単位でも県単位でも作られているところはありますが、県内ではなかったと思います。次に説明することになることも計画が子どもの権利条約の基本理念を引き継いだものになるので、これで市町村も網羅されていることになります。

会 長

ありがとうございます。

子供の権利は全ての子供が対象になるので、今後、本当に地域での取り組みが大事なと思います。地域でもこういう動きがあることや大人が子供の声を吸い上げて次どうなるかっていうようなところとか、子供自身がこういう権利があるということを知っていることが大事なので、子供への周知っていうのをどんな風にしていくのかが、これからの課題かと思います。小さな子供達はやはり保護者が代理者になってくると思うので、その辺のところを今後進めていっていただけるといいと思いました。

各委員からご発言がありました。その内容について何か質問とかご意見のある方がいらっしゃいましたら挙手の方お願いいたします。

副会長

先ほど厚生労働省の取り組みが非常に残念だと言われましたが、少し具体的なことを教えていただけますか。

委 員

離婚の時に外国人の子供が連れ去られることがあって、この権利条約があれば、こういうことにならなかったのにと話が出たんです。それで、私たちももっと権利条約を一生懸命しなくちゃいかんって思っていたのに、いざなったら、国が引いたように思うんです。その証拠に、子ども・子育て会議でも一度も話しは出てないです。この4月からできることも家庭庁できちんと考えて、もっとこのPRをして、県民に理解をしてもらって市町村にどんどんおろしていくこと。市町村の子ども・子育て会議でもその議論になってこそ、上にあがっていくと思います。うまく広がっていくような形にしてもらいたいです。

会 長

ありがとうございます。

他になれば、議事4に移りたいと思います。

議事4 県こども計画について

会 長

「議事 4 県子ども計画について」事務局から説明してください。

事務局

資料 3「県子ども計画」に基づき説明

会 長

ただいまの事務局の説明に関して、ご質問のある方はいらっしゃいますか。ご質問のある方は挙手をお願いします。

副会長

子ども家庭庁が 4 月からでき、大きくやっともう一步子育て政策が進むのかなと期待しています。私も幾つか他の自治体の子ども・子育て会議の委員をさせていただいていますが、構造的にどのようになっていくのか。県庁が機構改革的なことをされるのか。自治体によって若干の違いはありますが、子ども・子育て会議に学校の先生が委員になることが非常に少ないように思います。子ども家庭庁になったら縦割りを崩していく一つの大きな施策だと思いますが、そのあたり県としてどのように教育委員会と連携していきますか。

事務局

機構改革ですが、令和 5 年度においてはありません。子供の施策で厚生労働省にあたる部分が、県では福祉部局で担っており、一部、若者施策に関しては青少年・男女共同参画課になりますが、そちらとも連携しております。もちろん、教育委員会の方とも連携をとって施策を進めておりますので、機構改革までは考えておりません。

教育委員会との連携について、今までも、例えば要保護児童対策地域協議会であったり、教育の基本計画を立てる時だったり、今回も福祉の計画を立てるときに教育の方に参加させていただいておりお互い連携しておりますが、今後一層連携し進めていきたいと思っています。

委員について、現在、委員に学校の教員は入っていません。今回計画の範囲も広がるので整理しないといけないですので、持ち帰って検討したいと思います。

副会長

ありがとうございます。ご検討いただければと期待しています。

例えば、周産期のところから社会に入るまで考えましたら、助産師さんであるとか学校の先生もそうですし、あとは男女共同参画の結婚、婚活っていうそういうところを担っている団体もごございますので、民間や現場の方により多く委員になっていただく子ども・子育て会議にして欲しいと思います。

また、説明のあった検討体制について、それぞれの会議体の中から数名ずつ委員が出席して、子ども・子育て会議の全体で検討されるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

県こども計画ですが、国の大綱を勘案し、少子化と貧困と子供若者施策、この子供若者施策の中に虐待も入ってくるんですが、これを網羅する必要があります。資料3の検討体制でいうと、右に少子化の個別会議というのがあって、これが今現在されている子ども・子育て会議に相当するものになり、この中には少子化対策に加え子育て支援も入っています。左側にある4つの会議体が、今現存していますが、そこで話をさせていただく。それぞれ十人程度の委員がいますので、そこで所管に関する事項を話していただいて、その代表を数名、この全体会議の委員にもなっていただいて、代表として各会議で話し合っていたことを持ち寄って、検討するという形にしたいと思っています。

少子化の委員について、今まで入っていただけていなくて、そこについてはまた検討したいと考えています。助産師さんを委員にという話ですが、周産期の関係として保健師さんに入っていただいていますので付け加えます。

会 長

ありがとうございます。

他にございますか。なければ、進行を事務局にお返しします。

事務局

会長におかれましては、長時間にわたり議事進行ありがとうございました。

また、各委員におかれましては、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

今日の議事録は、要約のうえ送付いたします。また、県ホームページでも公表していく予定です。

以上をもちまして、この会議を閉会させていただきます。